

[トップページ](#) > [港北区](#) > [暮らし・総合](#) > [健康・医療](#) > [予防接種・感染症](#) > [新型コロナウイルス感染症](#) > 新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者の方へ

新型コロナウイルス感染症患者との濃厚接触者の方へ

最終更新日 2022年1月29日

印刷する

1 濃厚接触者とは？

「濃厚接触者」とは、患者の感染可能期間内（発症日（無症状の方は検体採取日）の2日前から、診断後に隔離などをされるまでの期間）に、

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

のことを言います。（国立感染症研究所「積極的疫学調査実施要領」より）

なお、感染の急激な拡大に伴い、現在は疫学調査を行ったうえで濃厚接触者の特定は行っていません。

患者と同居しているご家族は原則として濃厚接触者に該当します。

濃厚接触者の外出自粛期間は、**患者との最終接触日を0日目として7日間 が経過した日まで**としています。

患者と同居していない場合に、ご自身が「濃厚接触者」に該当するかは、以下を参考にご判断ください。

↓ [濃厚接触者の判断の目安 \(PDF: 86KB\)](#)

2 濃厚接触者の方へ

新型コロナウイルス感染症の陽性患者の方と接触があり、濃厚接触者に該当する方は、下記の内容をご案内いたします。

検査について

症状が現れていなければ、検査を受ける必要はありません。

検査をご希望される場合は、健康観察期間内であれば、行政検査をご案内します。

例) 接触者外来、簡易検査所（自家用車がある方限定）、民間の医療機関

※健康観察期間中でも、検査のための外出は可能です。ただし、公共交通機関は使用しないでください。

■ 検査結果が「陽性」の場合

濃厚接触者としての健康観察期間の開始日に関わらず、症状が現れた日、又は検体を採取した日を0日目として10日目（無症状の場合は7日目）までは療養期間となり、外出や他の方との接触ができなくなります。詳しくは「[新型コロナウイルス感染症の診断を受けた方](#)」のページをご覧ください。

■ 検査結果が「陰性」の場合

引き続きご自身で健康観察を行い、外出自粛をお願いいたします。

検査結果が陰性であっても、健康観察期間（次項参照）は変わりません。

[港北区健康観察表 \(PDF: 158KB\)](#)

健康観察期間について

健康観察期間は、患者の感染可能期間内に患者と接触した最終日を0日目として7日目までとなります。8日目からは日常生活に戻っていただけます。

（例）最終接触日が1月20日の場合、健康観察終了日は1月27日となります。1月28日からは外出や公共交通機関の利用など、日常生活にお戻りいただけます。

健康観察終了日までの過ごし方

- 不要不急の外出はできる限り控えてください。（通勤や通学もお控えください）
- やむをえず外出する際は、マスクの着用と手指消毒などの感染予防策を必ず行ってください。
- 公共交通機関を使用しないでください。（不特定多数が利用する電車やバス、タクシー、飛行機など）
- 健康観察表を参考に毎日、体温を測り、健康状態をご確認ください。
- 急激に呼吸困難や高熱などの症状が出た場合は、救急搬送の要請をお願いいたします。

症状が出た時

症状が出た時は、かかりつけ医やお近くの医療機関を受診してください。

受診の際は、「新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触があったこと」を必ず伝えてください。

ご家族など身近でお過ごしになる方へ

- こまめに手洗いを行ってください。
- 十分な睡眠や栄養をとるようにしてください。

詳しくは、「[ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～ \(PDF: 977KB\)](#)」をご参照ください。



先頭に戻る

3 発災時（地震・風水害）の避難について

濃厚接触者として健康観察期間中に地震・風水害などの災害が発生したときは、自宅で安全が確保できる場合は自宅にとどまり、在宅での避難をお願いします。（在宅及び縁故避難が困難で、安全な避難先が確保できないと予想される場合は、港北福祉保健センター健康づくり係までお電話をお願いいたします。）

- ・ [港北区防災マップ](#)

4 各種助成等・相談先一覧

- ・ [新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策（個人向け）（PDF：493KB）](#)

市民の皆様向けの支援策を一覧にまとめています。ダウンロードしてご活用ください。（横浜市新型コロナウイルス感染症特設サイト内資料）

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

このページへのお問合せ

横浜市港北福祉保健センター 福祉保健課健康づくり係

電話：045-540-2362 ファクス：045-540-2368

メールアドレス：ko-health@city.yokohama.jp

[＜ 前のページに戻る](#)

ページID：494-982-060

新型コロナウイルス感染症のページ一覧 +

各区役所のページへ

青葉区	旭区	泉区	磯子区	神奈川区	金沢区	港南区	港北区	栄区
瀬谷区	都筑区	鶴見区	戸塚区	中区	西区	保土ヶ谷区	緑区	南区

港北区役所へのお問合せ

[業務案内（各課の連絡先）](#)

[港北区役所代表電話](#)
電話番号：045-540-2323

[メールでのお問合せ](#)

[Q&Aよくある質問集で調べる](#)

横浜市港北区役所

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26番地1

[所在地案内](#)

開庁時間

月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時まで
（祝日・休日・12月29日から1月3日を除く）
※昼の時間帯はお待ちさせる時間が長くなる場合があります

[第2・第4土曜日の窓口開庁について](#)

[当サイトについて](#)

[市民からの提案](#)

[ウェブサイトに関するご意見等](#)

[横浜市ソーシャルメディア](#)

©横浜市



[先頭に戻る](#)